

〔勧告日：令和2年11月17日 勧告先：消費者庁、厚生労働省〕

調査の背景

- 高齢化の進行や健康志向の高まり等を背景に、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうといった施術やエステティックサービスなどの利用が増加
- 一方、都道府県等の消費者行政担当部局(消費生活センターを含む)や衛生担当部局(保健所を含む)には、これらの施術により健康被害が生じたとする相談あり

制度等の概要

- 消費者庁は、消費者安全法に基づき、行政機関の長、地方公共団体の長等から消費者事故等に関する情報の通知を受け、事故情報の概要を定期的に公表(都道府県警察及び消防機関が把握した事故情報は、それぞれ警察庁、消防庁に報告され、その上で消費者庁に通知)消費者事故等に該当するか否かの判断が困難なものについても幅広い連絡を要請これらの情報を活用して消費者への注意喚起を実施
 - 厚生労働省は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)等に基づき、医業類似行為(注)により健康被害を生じさせた施術者に対して、保健所等が指導を徹底するよう要請
また、エステティックサロン等で医師法違反又は美容師法違反のおそれのある情報を把握した場合にも、事業者等に対する指導の徹底を要請
- (注) 医業類似行為には、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった国家資格が必要な施術のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれる。

調査の目的

関係機関における医業類似行為等による事故への対応状況の実態を把握し、関係行政の改善を図ること

【調査対象機関等】消費者庁、厚生労働省、国家公安委員会(警察庁)、総務省、独立行政法人国民生活センター、都道府県(19)、市区町村(28)、民間事業者

【実施時期】平成30年3月～令和2年11月

主な調査結果

I 医業類似行為等に係る事故情報の消費者庁への通知状況

- 調査対象機関(保健所、警察機関及び消防機関)が受け付けた健康被害情報を含む苦情、相談及び救急搬送を通じて得られた情報が、消費者庁に通知されていない

主な理由) ・ 通知制度の不承知
・ 事実関係の把握や施術と健康被害との因果関係の判断が難しく、消費者事故等の該当性を判断できなかったこと

II 医業類似行為等に係る健康被害に関する苦情等への対応状況

- 無資格者が、資格が必要な医業類似行為を行ったとする相談については事実確認が行われているが、それ以外の相談に対しては、多くは事実確認を行わず、弁護士等への相談の案内のみ実施
- エステサロン等における無資格者によるアートメイクに関する相談に対して、多くは事実確認を行わず、警察機関の案内のみ実施

主な理由) ・ 事業者に対する指導監督権限がないと認識

主な勧告

【消費者庁】

- 通知制度の意義等の周知徹底
- 既存の通知制度の枠組みの見直しを含め、それを的確に運用するための取組方策の検討

【厚生労働省】

- 都道府県等に対し、関係法令に基づく指導の権限を示した上で、事業者等に対する必要な指導の徹底を要請

1. 医業類似行為等に係る事故情報の消費者庁への通知状況

制度等の概要

- 消費者庁は、消費者安全法に基づき、行政機関の長、地方公共団体の長等から消費者事故等(注)に関する情報の通知を受け、事故情報の概要を定期的に公表(都道府県警察及び消防機関が把握した事故情報については、それぞれ警察庁、消防庁に報告され、その上で消費者庁に通知)
 - 消費者庁は、通知すべき情報の考え方等を示したマニュアルを作成し、各府省、地方公共団体に周知。通知すべき消費者事故等に該当するか否かの判断に迷うものについても幅広く情報提供を要請
 - これらの情報を活用して消費者への注意喚起を実施
- (注) 消費者による商品・役務等の使用・利用に伴う事故であり、死亡、負傷又は疾病等(一日以上の治療期間)を伴うもの。ただし、その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。

主な調査結果

結果報告書P16～P28

衛生担当部局 (46保健所等を調査)

- 46保健所等のうち34保健所等において、健康被害情報を含む苦情等を計174件受付
しかし、消費者庁への通知実績なし(平成26～29年度)

- 主な理由
 - ・ 通知制度の不承知(表①)
 - ・ 事実関係の把握や施術と健康被害との因果関係の判断が難しく、消費者事故等の該当性を判断できなかったこと

表① 保健所等における通知制度の認識

(単位：機関、件、%)

区 分	医業類似行為		エステティック			
	医業類似行為担当部署		医療行為担当部署		美容行為担当部署	
	保健所等数	苦情等の受付件数	保健所等数	苦情等の受付件数	保健所等数	苦情等の受付件数
通知制度を承知	3 (11.1)	11	0	0	7 (36.8)	12
通知制度を不承知	24 (88.9)	103	11 (100)	18	12 (63.2)	30
合 計	27 (100)	114	11 (100)	18	19 (100)	42

警察機関 (19都道府県警察を調査)

- 19都道府県警察のうち15都道府県警察において、健康被害情報を含む苦情等を計45件受付
しかし、警察庁への報告実績なし(平成26～29年度)

- 主な理由
 - ・ 事実関係の把握や施術と健康被害との因果関係の判断が難しく、消費者事故等の該当性を判断できなかったこと
(消費安全性の有無の判断には幅広く専門家等への意見聴取が必要であり、警察独自の判断は困難)
 - ・ 重大事故等に該当せず、かつ、被害拡大のおそれがあったこと(表②)

表② 消費者事故等として警察庁に報告しなかった理由

(単位：件、%)

区 分	医業類似行為	エステティック	合 計
消費者事故等に該当するか否かの判断が困難であった	22 (100)	16 (69.6)	38 (84.4)
事実関係の把握ができなかった	2	9	11
施術と健康被害との因果関係の判断が困難であった	20	7	27
重大事故等に該当せず、かつ、被害拡大のおそれがあった	0 (0.0)	7 (30.4)	7 (15.6)
合 計	22 (100)	23 (100)	45 (100)

1. 医業類似行為等に係る事故情報の消費者庁への通知状況（続き）

主な調査結果

消防機関（20消防本部を調査）

- 20消防本部のうち15消防本部において、医業類似行為等の施術中又は施術後に健康被害が生じたとみられるものなど98件を救急搬送
しかし、消防庁への報告実績なし（平成26～29年度）

○ 主な理由

- ・ 通知制度の不承知（表③）
- ・ 施術と健康被害との因果関係の判断や治療に要する期間の把握が難しく、消費者事故等の該当性を判断できなかったこと
（救急搬送に当たっては、消費者事故等に該当するか否かの判断に必要となる情報が得られない）

表③ 消防本部における救急搬送の状況

（単位：件、機関）

区 分	医業類似行為		エステティック		合 計	
	救急搬送件数		救急搬送件数		救急搬送件数	
		施術中又は 施術後		施術中又は 施術後		施術中又は 施術後
通知制度 を承知	166 (10)	51 (9)	5 (3)	2 (2)	171 (10)	53 (9)
通知制度 を不承知	72 (6)	43 (6)	2 (2)	2 (2)	74 (6)	45 (6)
合 計	238 (16)	94 (15)	7 (5)	4 (4)	245 (16)	98 (15)

※（ ）内は消防本部の数を指す。



勧告

- 消費者庁は、厚生労働省、警察庁及び消防庁の協力を得つつ、通知制度の実効性を確保する観点から、
 - ① 都道府県等に対し、通知制度の意義等について改めて周知徹底すること
 - ② 都道府県等における情報の収集の実情を踏まえ、既存の通知制度の枠組みの見直しを含め、それを的確に運用するための取組方策について検討すること

2. 医業類似行為等に係る健康被害に関する苦情等への対応状況

制度等の概要

- 厚生労働省は、医業類似行為について、有資格者の施術により健康被害が生じた場合、あはき法第8条(施術者に対する都道府県知事の指示)等の規定に基づき行政指導の対象とすることは可能であると認識。また、無資格者による医業類似行為の施術により健康被害が生じた場合、あはき法第12条(あはき以外の医業類似行為の禁止)に規定する禁止処罰の対象となるため、保健所等関係機関と連携した指導の徹底を累次にわたり都道府県等に要請
健康被害に関する苦情等が保健所に寄せられた場合、地域住民の健康の保持増進の観点から、事実確認を行うことが望ましいと認識
- 医師法第17条(医師でない者の医業の禁止)又は美容師法第6条(無免許営業の禁止)違反のおそれのある情報を把握した場合、事業者に対する指導等の徹底を都道府県等に要請

主な調査結果

結果報告書P29～P35

医業類似行為 (32保健所を調査)

- 32保健所のうち、健康被害情報を含む苦情等(事業者への指導を求めており、施術所を特定できたもの)は11保健所で24件受付(平成26～29年度)
このうち、4保健所の7件については事実確認を行わず、弁護士等への相談を案内(表④)

○ 主な理由

- ・ 健康被害に対して指導監督権限がないと認識していること
- ・ 施術と健康被害との因果関係の判断が難しく、行政指導を行うことが困難であること

- また、厚生労働省がこれまで解釈を示していないため、**有資格者の施術により健康被害が生じた場合に、あはき法第8条等に基づき行政指導の対象になると認識している保健所なし**

表④ 健康被害に関する苦情等に対する保健所の対応状況 (単位：件、%)

区 分	あはき法第12条の適用可能性のあるもの	あはき法第8条第1項等の適用可能性のあるもの	あはき法第1条等の適用可能性のあるもの	合 計
事実確認を行わず、関係機関を案内するなどの教示・助言を実施	4(66.7)	3(75.0)	0(0.0)	7(29.2)
事実確認を実施	2(33.3)	1(25.0)	14(100)	17(70.8)
当該施術の禁止を求める等の具体的な指導を実施	0	0	1	1
具体的な指導には至らず、一般的な注意喚起等を実施	2	1	13	16
合 計	6(100)	4(100)	14(100)	24(100)

※あはき法第1条：医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならない。

エステティック (32保健所を調査)

<医療行為>

- 32保健所のうち、健康被害情報を含む苦情等(エステサロン等における医師免許が必要なアートメイクによるもの)は3保健所で4件受付(平成26～29年度)
このうち、2保健所の3件については事実確認を行わず、警察機関を案内(表⑤)

○ 主な理由

- ・ 医療法に基づく許可又は届出のない施設に対する指導監督権限がないと認識していること

表⑤ 無資格者の医療行為に係る健康被害に関する苦情等に対する保健所の対応状況 (単位：件、%)

区 分	件 数
事実確認を行わず、警察機関を案内	3(75.0)
事実確認を実施	1(25.0)
当該施術の禁止を求める指導を実施	1
合 計	4(100)

2. 医業類似行為等に係る健康被害に関する苦情等への対応状況（続き）

主な調査結果

エステティック（32保健所を調査）

<美容行為>

- 32保健所のうち、健康被害情報を含む苦情等（エステサロン等における美容師免許が必要なまつ毛エクステーションによるもの）は16保健所で33件受付（平成26～29年度）

これら33件については、いずれも事業者等から事実確認を行い、指導の必要性について検討



勧告

- 厚生労働省は、医業類似行為による健康被害及びエステサロン等における無資格者による医療行為に対する指導等を推進する観点から、都道府県等に対し、関係法令に基づく指導の権限を示した上で、事業者等に対する必要な指導の徹底を要請すること

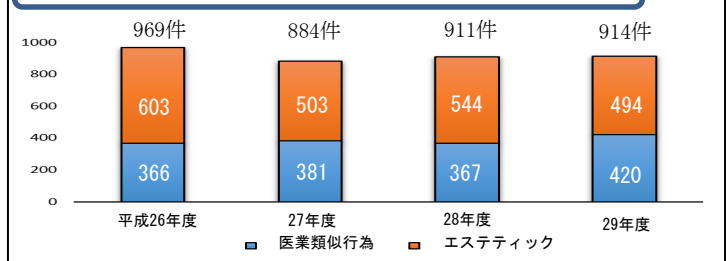
医業類似行為及びエステティックによる事故対策をめぐる状況

主な調査結果

結果報告書P3～P15

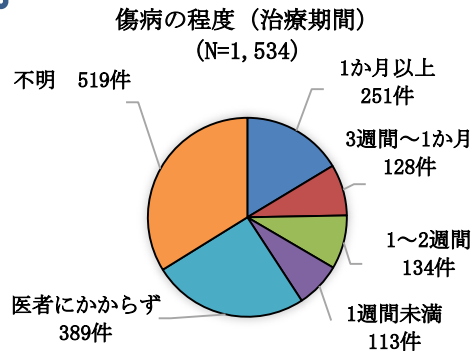
- 平成26年度から29年度までの4年間で、全国の消費生活センター等が受け付けた健康被害に関する苦情等は、医業類似行為に関するものが1,534件、エステティックに関するものが2,144件。年度ごとの受付件数は横ばいで推移(図①)
- 治療期間が1か月以上を要したとするものは、医業類似行為で251件(16.4%)、エステティックで221件(10.3%)(図②、③)

図① 医業類似行為等による事故情報の件数の推移



事故情報データベースに登録された事故情報の分析結果

図② 医業類似行為



治療期間1か月以上の事例

【事例1: マッサージ】

マッサージの施術中にポキッと音がし、その後痛みが増したため、整形外科を受診したところ、「肋軟骨挫傷」と診断された。

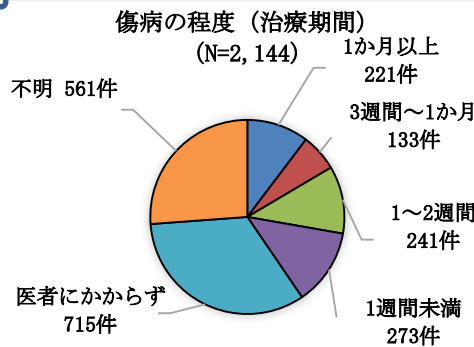
【事例2: カイロプラクティック】

カイロプラクティックの施術中、首をひねられ激痛が走り、後日整形外科を受診したところ、「頸椎損傷」と診断された。

【事例3: リラクゼーション】

肋骨を強く圧迫する施術を受け、痛みを感じたため病院を受診したところ、「肋骨骨折」が判明した。

図③ エステティック



【事例4: 脱毛エステ】

エステ店で鼻下の脱毛をしたが、炎症で赤みがとれない。

【事例5: 美顔エステ】

エステ店で美顔エステの施術を受けたところ、エステで使用した薬剤によるアレルギーで皮膚が炎症を起こした。

【事例6: 痩身エステ】

エステ店で超短波機器を用いた痩身エステを受けたところ、大腿部に大やけどを負った。